ヘルパータックは．．．

社会福祉法人　楡の会が設置する
「障害者総合支援法」及び「地域生活支援事業」
による居宅介護事業所です。

	事業所番号
障害福祉サービス	０１１０５００９２３
地域生活支援事業	０００１１００１０３

ご利用についてのご相談・お問い合わせ・お申込みは
下記までご連絡ください。

ヘルパータック居宅介護事業所

〒　００４－０００７
さっぽろし あつべつく あつべつちょう　しものっぽろ
札幌市厚別区厚別町下野幌49番地

電　話　　０１１-３７５-７７５８
24時間電話　　０８０-５５８０-３５００

管理者　　三浦（ミウラ）
ｻｰﾋﾞｽ提供責任者　高橋（タカハシ）

社会福祉法人　楡の会

ヘルパータック

居宅介護事業所

あなたの暮らしのお手伝いをします。

あなたとご家族の大切な時間を支えます。

小っちゃなお手伝いですが．．．しっかりと。

○　サービスの内容

◇ 障害福祉サービス

① 身体介護　　食事・入浴・排せつなど身辺の介護

② 家事援助　　調理・掃除・洗濯・買い物などの家事

③ 通院介助　　通院時の同行及び、病院内での介助全般

④ 重度訪問介護　重度の肢体不自由者への身体介護、家事援助及び外出における移動の介護

⑤ 同行援護　　視覚障害者（児）への外出における移動に必要な情報の提供及び介護

⑥ 行動援護　　行動に著しい困難を有する方への、外出における危険回避の援護、及び移動の介護

◇ 地域生活支援事業

⑦ 移動支援　　社会参加や必要不可欠な外出における移動の介護

○　その他のサービス（上記制度外の有料サービス）

公共交通機関を利用での移動が困難な方を対象に車両による移送サービスを行っています。

（ 対象者 ）以下に該当する方

身体障害者福祉法に規定する身体障害者

肢体不自由、内部障害、知的障害、精神障害その他の障害者

（ 利用料金 ）

運賃　　１ｋｍあたり100円

※ 算定は実走行のみ（利用者が乗車している状態）

※ 走行距離の端数は四捨五入

○　営業日・営業時間

月曜日～土曜日　　午前　８：45 ～ 午後５：15

ただし、国民の休日・年末年始はおやすみです。

○　ご利用するには・・

① サービスの利用にあたり「障害福祉サービス受給者証」「移動支援受給者証」が必要です。

② 受給者証を確認し、事前にヘルパータックとの契約が必要です。

○　契約からご利用までの流れ

① サービスを利用するにあたっての希望（困っていること・やってみたいこと・手伝って欲しいこと）を具体的にうかがいます。

② 訪問する回数・曜日・時間帯などを話し合い、派遣に必要な時間数を決定します。

③ ご利用開始にあたっては、主任ヘルパーなどが同行し、安心して介護や援助が受けられるようヘルパーを指導します。

○　サービスの提供者

ヘルパー2級以上、介護福祉士などの有資格者です。